

緑豊かなまちづくりの 推進について

(建設消防常任委員会・所管事務調査報告)

平成31年1月

高松市議会

高松市議会では、毎年度、各常任委員会ごとに、委員会の所管事項のうちからテーマを設定し、閉会中継続調査（所管事務調査）を行っております。

そこで、建設消防常任委員会としては、平成 30 年度の調査テーマを「緑豊かなまちづくりの推進について」に決定し、鋭意、調査検討を重ねるとともに、市民との意見交換会及び2回にわたる高松第一高等学校生徒との意見交換会での意見等を踏まえ、このたび委員会として調査結果を取りまとめたので、以下、その後の動きも含め、報告いたします。

1 現状及びテーマ選定に至る理由について

公園や緑地等は、良好な景観など、潤いのある豊かなまちづくりを進める上で欠かせないものであるとともに、災害時の一時避難所としても重要な役割を担っており、本市では、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針として、第2次高松市緑の基本計画を平成22年9月に策定し、「みどりあふれる 人と環境にやさしい 安全で住みよいまち 高松」を基本理念と定め、目標年次を平成40年として、その実現に向けて取り組んでいます。

しかしながら、公園整備に当たり、用地確保の問題や厳しい財政状況などから、同計画の目標水準として掲げる1人当たりの都市公園面積は、平成30年4月現在9.07平方メートルと、やや増加しているものの、中間年次である平成30年の目標水準の11.27平方メートルを下回っている状況です。

こうした状況を踏まえ、本委員会といたしましては、同計画の中間目標年次に当たる本年、都市緑地法や都市公園法等の改正にあわせて、計画の見直しが見込まれているこの機を捉え、緑豊かなまちづくりのさらなる推進を図るべきであるとして、平成30年6月22日の委員会において所管事務調査テーマに選定しました。

2 委員会等の開催状況及び活動内容について

(1) 建設消防常任委員会

① 平成30年7月30日 当局からの現状等の説明・質疑応答

〔当局の説明概要〕

第2次高松市緑の基本計画に基づき、身近な公園整備事業・民有地緑化推進事業等の施策を実施しており、身近な公園整備事業では、1小学校区1公園として各小学校区に街区公園を整備している。

また、民有地緑化推進事業では、平成27年度に、集約拠点及び景観形成重点地区での新築時等の緑化に対する助成率の引き上げや、採択基準の緩和など、助成制度の拡充に努めているが、利用件数は横ばいとなっている状況から、さらなる利用促進に努めている。

② 平成30年9月21日 先進地視察後の議員間討議・質疑応答

③ 平成30年11月26日 取りまとめ内容の確認

(2) 視察

平成30年8月20日・21日 先進地視察

○愛知県豊田市

- ・緑の基本計画について
- ・身近な公園整備について
- ・民有地の緑化の促進についてなど

○愛知県名古屋市

- ・公園経営基本方針について
- ・公園経営事業展開プランについて
- ・個別公園における管理運営方針について
- ・P-PFI制度の活用についてなど



20日 愛知県豊田市



21日 愛知県名古屋市

(3) 意見交換会

① 市民との意見交換会

平成30年11月16日

② 高松第一高等学校生徒との意見交換会

平成30年10月5日・11月19日

3 委員会としての提言内容について

〔12月5日の委員長報告（閉会中継続調査終了）〕

(1) 緑の基本計画について

- ① 第6次高松市総合計画・立地適正化計画など、上位計画を反映することはもとより、市民満足度調査の結果を考慮にした上で見直すこと。また、関係法令の改正を踏まえ、市民緑地認定制度やP-PFI（公募設置管理

者制度)の創設なども考慮した見直しとすること。

- ② 公園は災害時の一時避難所として活用されるため、下水道に接続したトイレの整備など、防災機能を備えた施設整備を検討するとともに、新興住宅地域等における公園整備や中心市街地の緑化推進など、適切な公園配置を検討すること。

(2) 身近な公園整備について

- ① これまでの優先整備順位を見直し、計画的な公園の整備を着実に推進すること。
- ② 高齢化社会の進展に伴い、高齢者の体力づくりにつながるような健康器具等の設置を検討するとともに、幅広い年齢層の公園利用を促進するため、利用目的別に区画を分けるなど、安心・安全かつ快適に利用できる方策を検討すること。

(3) 民地の緑化の推進について

- ① 地震等によるブロック塀倒壊の事故防止の観点から、利用が低迷している民有地緑化制度について、さらなる利用促進に向けた制度の拡充を検討すること。
- ② 現行のちびっこ広場制度を含め、昨年創設された市民緑地認定制度を活用したNPOや企業等の民間主体による公園的な緑地の整備を検討すること。

(4) P-PFI(公募設置管理者制度)について

民間事業者による飲食店・売店の設置や独自のイベントの開催など、公園の利用促進に向けてP-PFI制度の活用を検討すること。